

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第1号

佐賀県有明海区における第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

昭和48年 9月 8日

昭和56年10月 5日一部改正

平成 5年 1月20日一部改正

令和 3年 2月 4日一部改正

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 徳 永 重 昭

- 1 第1種区画漁業権漁業に基づくのり養殖施設の周囲50メートル以内の区域には当該漁業権者あるいは入漁権者以外は立入ってはならない。

ただし、第1種及び第3種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、当該漁業権者が漁業権に基づき操業する場合並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

- 2 共同漁業権漁業に基づく採貝業及びその他の各種漁業は、第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180メートル、90メートル（100間、50間）の大船通し、大潮通しの区域内においてはのり養殖業の操業期間中は操業してはならない。

ただし、第1種及び第3種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、当該漁業権者が漁業権に基づき操業する場合並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

- 3 指示の期間は、令和3年2月4日から令和5年8月31日までとする。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第40号

佐賀県有明海区における共同漁業権有共第1号第2種共同漁業の竹羽瀬漁業の保護のため、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会長が認めた場合は、この限りでない。

平成30年7月24日

令和 3年2月 4日一部改正

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 徳 永 重 昭

平成30年9月1日から令和5年8月31日までの間、竹羽瀬両こうで先を70メートルに延長した点を結ぶ線以内と、こうでと袋網の後面10メートル以内の区域。

上記保護区域内では当該漁業に著しく支障をおよぼす漁業を営み、当該漁業の魚道を遮断し、又は、魚群を逸散させる行為をしてはならない。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 4 1 号

佐賀県有明海区における第 1 種区画漁業権（のり養殖業）漁場の適正な漁業秩序の維持を図るため、漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 1 2 0 条第 1 項の規定により、次のとおり指示する。

平成 3 0 年 7 月 2 7 日

令和 3 年 2 月 4 日一部改正

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 徳 永 重 昭

- 1 第 1 種区画漁業権漁業に基づくのり養殖業を営む者及びその従事者は、当該漁業権行使規則で定められた行使区域までの航路以外へのり網（のり種付をした網）又はのり原藻を搬出しようとするとき、あるいは他地区から搬入しようとするときは、漁業協同組合長が発行する輸送証明書を携帯しなければならない。
- 2 前号で規定する者以外の者で、のり網又はのり原藻を移動させようとする者は、漁業協同組合長が発行する輸送証明書を携帯しなければならない。
- 3 第 1 種区画漁業権漁業ののり養殖施設内に出入りする漁船は佐賀県有明海区漁業調整委員会が交付する標識旗を掲げなければならない。
- 4 指示の期間は、平成 3 0 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 3 1 日までとする。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第42号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により佐賀県有明海区におけるムツゴロウ及びシオマネキの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

なお、平成28年2月18日付け佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第29号及び同第30号は、平成31年3月1日をもって廃止する。

平成31年2月12日

令和 3年2月 4日一部改正

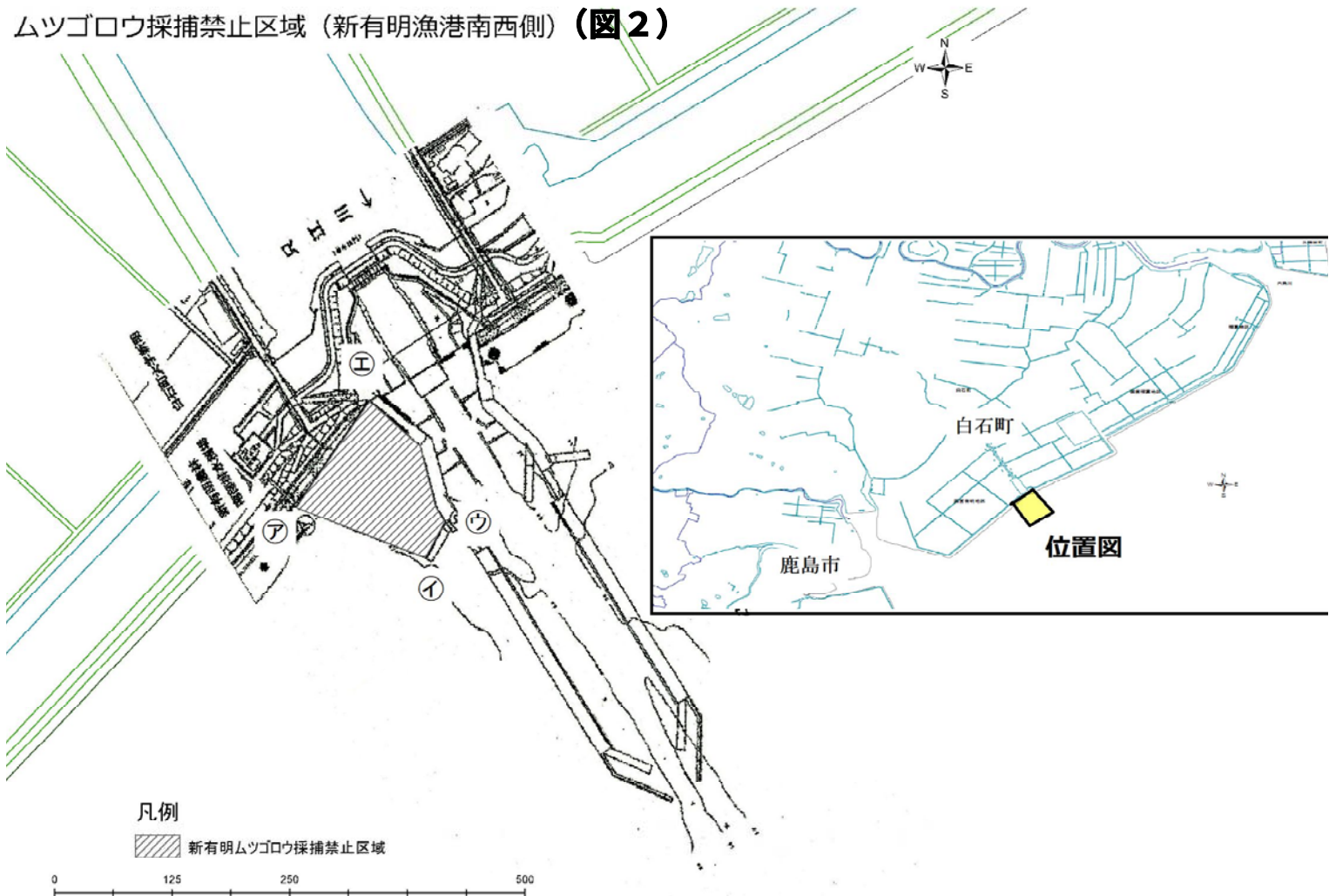
佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 徳 永 重 昭

- 1 全長10センチメートル以下のムツゴロウは、採捕してはならない。
- 2 5月1日から5月31日までの間、ムツゴロウを採捕してはならない。
- 3 次の区域内においては、ムツゴロウ及びシオマネキを採捕してはならない。
六角川のうち、次の直線A及びBによって囲まれた区域（別図1）
直線A 杵島郡白石町有明干拓福富地区林源林太郎捌排水樋管下流端と
小城市芦刈町道免1371番地41地先住ノ江港第4号灯標を
通る直線
直線B 佐賀県小城市芦刈町と同杵島郡白石町にかかる住ノ江橋下流端
- 4 次の区域内においては、ムツゴロウを採捕してはならない。
ア、イ、ウの各点を順に結んだ直線とウから只江川右岸側栈橋の西側縁
辺に沿って点エに至る線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（別
図2）
点ア 只江川河口南西側に位置する排水機場（杵島郡白石町新有明農
林南部排水機場）から有明海側に突出したコンクリート舗装排水
路の先端南西端
点イ 只江川河口右岸側栈橋（杵島郡白石町新有明漁港一号物揚栈橋）
の南西側に取り付けた斜路の先端部北西端
点ウ 点イの斜路の栈橋への取付基部北西端
点エ 只江川河口右岸側栈橋の国営有明干拓堤防への取付基部西端
- 5 指示の期間は、平成31年3月1日から令和5年8月31日までとする。

六角川河口域におけるムツゴロウ及びシオマネキ採捕禁止区域(図1)



ムツゴロウ採捕禁止区域（新有明漁港南西側）(図2)



◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第51号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により佐賀県有明海区におけるタイラギの採捕について、次のとおり指示する。ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

令和3年3月22日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 徳 永 重 昭

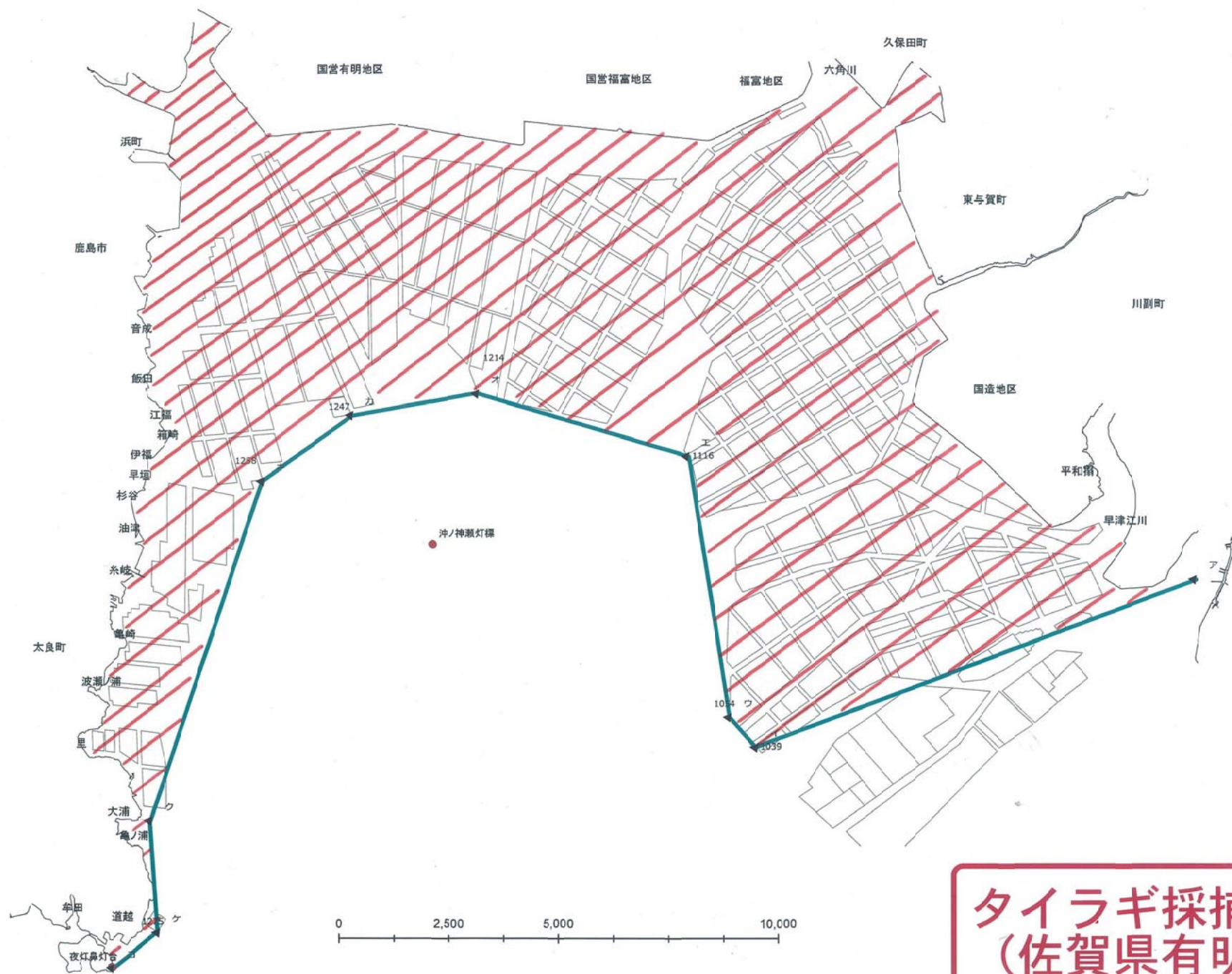
1 次の区域内においては、タイラギの採捕を禁止する。

ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの各点を順に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（別図のとおり）

点ア 福岡県柳川市七ツ家の南西角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱と佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱とを結んだ直線上の中央点
（世界測地系）

点イ	北緯 33 度 4 分 17 秒	東経 130 度 18 分 14 秒
点ウ	北緯 33 度 4 分 23 秒	東経 130 度 17 分 45 秒
点エ	北緯 33 度 6 分 39 秒	東経 130 度 15 分 26 秒
点オ	北緯 33 度 5 分 44 秒	東経 130 度 12 分 54 秒
点カ	北緯 33 度 4 分 36 秒	東経 130 度 11 分 49 秒
点キ	北緯 33 度 3 分 18 秒	東経 130 度 11 分 25 秒
点ク	亀瀬灯標	
点ケ	北緯 32 度 58 分 05 秒	東経 130 度 13 分 40 秒
点コ	夜灯鼻灯台	

2 指示の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。



**タイラギ採捕禁止区域
(佐賀県有明海干潟域)**

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第52号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区におけるアゲマキの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

令和3年5月18日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 西 久 保 敏

- 1 アゲマキの採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和3年6月1日から令和4年5月31日までとする。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第53号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区におけるウミタケの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会がウミタケ資源の保護に支障がないとして特に認めた場合は、この限りでない。

令和3年5月18日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 西 久 保 敏

- 1 ウミタケの採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和3年6月1日から令和4年5月31日までとする。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第54号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区（農林水産大臣管轄漁場を含む。）におけるビゼンクラゲの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和3年5月18日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 西 久 保 敏

- 1 傘幅40センチメートル未満のビゼンクラゲは、採捕してはならない。
- 2 6月1日から7月3日まで及び11月1日から翌年5月31日までの間、ビゼンクラゲを採捕してはならない。
- 3 次の区域内においては、ビゼンクラゲを採捕してはならない。
(1) 塩田川川筋のうち、ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度06分30秒、	東経	130度09分00秒
イ	北緯	33度05分10秒、	東経	130度11分25秒
ウ	北緯	33度05分18秒、	東経	130度11分30秒
エ	北緯	33度06分32秒、	東経	130度09分03秒

- (2) 六角川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度10分58秒、	東経	130度14分04秒
イ	北緯	33度09分49秒、	東経	130度13分29秒
ウ	北緯	33度08分29秒、	東経	130度13分46秒
エ	北緯	33度08分12秒、	東経	130度13分56秒
オ	北緯	33度08分13秒、	東経	130度14分09秒
カ	北緯	33度08分37秒、	東経	130度13分54秒
キ	北緯	33度09分36秒、	東経	130度13分44秒

ク 北緯 33 度 10 分 57 秒、 東経 130 度 14 分 14 秒

(3) 嘉瀬川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を
順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 10 分 55 秒、	東経	130 度 14 分 49 秒
イ	北緯	33 度 10 分 36 秒、	東経	130 度 14 分 34 秒
ウ	北緯	33 度 09 分 32 秒、	東経	130 度 14 分 21 秒
エ	北緯	33 度 08 分 20 秒、	東経	130 度 14 分 30 秒
オ	北緯	33 度 08 分 21 秒、	東経	130 度 14 分 37 秒
カ	北緯	33 度 09 分 31 秒、	東経	130 度 14 分 26 秒
キ	北緯	33 度 10 分 36 秒、	東経	130 度 14 分 40 秒
ク	北緯	33 度 10 分 52 秒、	東経	130 度 14 分 53 秒

(4) 広江漁港の区域付近のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及
びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 10 分 10 秒、	東経	130 度 16 分 39 秒
イ	北緯	33 度 09 分 49 秒、	東経	130 度 16 分 25 秒
ウ	北緯	33 度 09 分 38 秒、	東経	130 度 16 分 44 秒
エ	北緯	33 度 06 分 37 秒、	東経	130 度 15 分 31 秒
オ	北緯	33 度 06 分 36 秒、	東経	130 度 15 分 34 秒
カ	北緯	33 度 09 分 48 秒、	東経	130 度 16 分 52 秒
キ	北緯	33 度 09 分 52 秒、	東経	130 度 16 分 40 秒
ク	北緯	33 度 10 分 04 秒、	東経	130 度 16 分 40 秒
ケ	北緯	33 度 10 分 07 秒、	東経	130 度 16 分 44 秒

(5) 早津江川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次結
んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 08 分 42 秒、	東経	130 度 20 分 05 秒
イ	北緯	33 度 08 分 00 秒、	東経	130 度 17 分 26 秒
ウ	北緯	33 度 07 分 05 秒、	東経	130 度 16 分 52 秒
エ	北緯	33 度 07 分 00 秒、	東経	130 度 17 分 00 秒
オ	北緯	33 度 07 分 48 秒、	東経	130 度 17 分 30 秒
カ	北緯	33 度 08 分 34 秒、	東経	130 度 20 分 08 秒

(6) 農林水産大臣管轄漁場のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び
アの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度 05分 39秒、	東経	130度 21分 46秒
イ	北緯	33度 05分 08秒、	東経	130度 21分 41秒
ウ	北緯	33度 04分 48秒、	東経	130度 21分 40秒
エ	北緯	33度 03分 51秒、	東経	130度 21分 25秒
オ	北緯	33度 03分 51秒、	東経	130度 21分 33秒
カ	北緯	33度 04分 48秒、	東経	130度 21分 47秒
キ	北緯	33度 05分 08秒、	東経	130度 21分 49秒
ク	北緯	33度 05分 39秒、	東経	130度 21分 54秒

(7) 只江川筋のうち、ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線によ
り囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 07 分 35 秒、	東経	130 度 10 分 25 秒
イ	北緯	33 度 07 分 04 秒、	東経	130 度 10 分 49 秒
ウ	北緯	33 度 07 分 02 秒、	東経	130 度 10 分 45 秒
エ	北緯	33 度 07 分 32 秒、	東経	130 度 10 分 19 秒

4 ビゼンクラゲを目的とした固定式刺網漁業において使用する漁具の規模等
は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|--------------|
| (1) 1 隻が使用する網漁具の総延長 | 250 メートル以下 |
| (2) 網丈 | 9 メートル以下 |
| (3) 網の目合 | 20 センチメートル以上 |
| (4) 使用する漁具 | 1 統 |

5 指示期間

令和3年6月1日から令和4年5月31日まで

ビゼンクラゲ採捕禁止区域

